

防府市地域貢献活動保険制度実施要綱

令和4年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、地域貢献活動中に事故が発生した場合に、防府市地域貢献活動保険制度（以下「保険制度」という。）によりこれを補償することで、市民等の積極的な活動参加を支援し、地域貢献活動の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動団体 市民5名以上（ただし自治会はこの限りではない。）により自主的に組織された非営利活動団体で、市内に本拠地を有するものをいう。
- (2) 地域貢献活動 市民活動団体が行う活動で、本来の職場を離れて自由意志のもとに行う継続的又は計画的な公益性のある無報酬（交通費等実費程度は無報酬とみなす。）の直接的活動で、政治、宗教のために行う活動及び自己のために行う活動を除いた活動とし、概ね別表第一に定めるものとする。
- (3) 指導者 地域貢献活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者（地域貢献活動に参加している市外居住者を含む。）又はこれに準ずる者をいう。
- (4) スタッフ 市民活動団体の構成員や指導者の補助員など地域貢献活動の実施に伴ってその運営に従事する者（地域貢献活動に参加している市外居住者を含む。）をいう。
- (5) 参加者 市民活動団体が行う地域貢献活動に直接的に参加する者（地域貢献活動に参加している市外居住者を含む。）をいう。
- (6) 賠償補償対象者 市民活動団体、指導者及びスタッフをいう。
- (7) 傷害補償対象者 指導者、スタッフ及び参加者をいう。

(保険制度の保全及び限度)

第3条 市は、保険制度による補償を保全するため、保険業法（平成

7年法律第105号)第2条第4項に規定する損害保険会社(以下「保険会社」という。)との間で保険契約を締結するものとし、保険制度による補償は、当該保険契約の範囲内で行う。

(保険対象事故)

第4条 保険制度の対象となる事故は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 賠償補償対象者が地域貢献活動中に他人の生命若しくは身体を害し又は他人の財物を滅失し、毀損し若しくは汚損した場合において、法律上の損害賠償責任を負担すること(以下「賠償責任事故」という。)によって損害を被るとき。

(2) 傷害補償対象者が地域貢献活動中(活動に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路における往復中を含む。)に発生した急激かつ偶然な外来の事故又は疾患(ただし熱中症、細菌性及びウイルス性食中毒に限る。)により死亡又は負傷した場合において、別表第三に定める支給事由に該当するとき。

(適用除外)

第5条 賠償責任事故のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、保険制度による補償は適用されないものとする。

(1) 賠償補償対象者の故意により発生した事故

(2) 地震、洪水、津波等の自然災害による事故

(3) 賠償補償対象者と世帯を同じくする親族等に対する事故

(4) 施設の新築、改築、改造、修理その他工事に起因する事故

(5) 自動車若しくは動物の所有、使用又は管理に起因する事故

(6) 前各号に掲げるもののほか、第3条に規定する保険契約により定められた約款及び特約事項等に補償の適用除外の定めのあるもの

2 傷害事故のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、保険制度による補償は適用されないものとする。

(1) 傷害補償対象者の故意により発生した事故

(2) 地震、洪水、津波等の自然災害による事故

(3) 傷害補償対象者の第4条第2号に定める疾患以外の疾患又は心神喪失による事故

(4) 自殺行為又は犯罪行為による事故

(5) むちうち症又は腰痛で他覚症状がないもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、第3条に規定する保険契約により定められた約款及び特約事項等に補償の適用除外の定めのあるもの

(賠償責任事故に係る補償金及び限度額)

第6条 賠償責任事故による補償金の額は、損害賠償金から第3条の規定により市と契約を締結した保険会社が認めた費用につき免責額5,000円を除き、別表第二に定める金額を限度とした額とする。

(傷害事故に係る補償金及び限度額)

第7条 傷害事故の補償金の支給事由及び金額は別表第三に定めるとおりとする。

(事故発生報告及び事故審査通知)

第8条 保険制度の適用を受けようとする市民活動団体の代表者は、賠償責任事故又は傷害事故（賠償責任事故及び傷害事故の同時発生を含む。）が発生したときは、地域貢献活動〔賠償責任・損害〕事故発生状況報告書（様式第1号）に必要事項を記載し、事故発生の日から30日以内に市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を受けた場合において、保険制度の適用の可否について審査し、保険制度の適用範囲内と判断したときは、速やかに第3条の規定により契約した保険会社に通知する。

3 市長は、前項の審査の結果について、地域貢献活動保険審査通知書（様式第2号）に記載して補償対象者に送付する。

(事故判定委員会)

第9条 市長は、前条第2項の規定による審査を行う場合において、必要と認めるときは、防府市地域貢献活動保険制度事故判定委員会（以下「事故判定委員会」という。）に意見を求めることとする。

2 事故判定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(補償金の請求)

第10条 賠償責任事故の補償金の支給を受けようとする賠償補償対象者は、損害賠償責任に係る訴訟、仲裁、和解、調停その他法律的な解決を終えた後に、保険会社が求める必要書類を市長に提出して補償金を請求するものとする。

2 傷害事故の補償金の支給を受けようとする傷害補償対象者は、別表第三に定める支給事由の充足が確定した後（入院補償金及び通院補償金にあっては、すべての治療が完了した後）に、保険会社が求める必要書類を市長に提出して補償金を請求するものとする。

(補償金の支給等に係る手続)

第11条 保険会社は、補償金を支払うときは、市の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、市が保険会社に対し、補償対象者に直接支払うことを要請したときは、保険会社は、補償対象者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

2 保険会社は、補償金の支払にあたり、市長に対して支払通知書を送付するものとする。ただし、前項ただし書の規定により補償対象者の指定する口座に直接支払うときは、補償対象者に対して支払通知書を送付するとともに、市長に対してその旨を通知するものとし、これによって保険制度による補償金の支払を完了するものとする。

(保険契約等の準用)

第12条 前各条に定めるもののほか、保険契約に関する事項については、保険契約に適用される約款、特約条項等を準用する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第一

区分	対象活動
地域の活性化や情報発信に関する活動	自治会活動（広報の配布・回覧、総会や役員会）、コミュニティ活動（地区文化祭、地区運動会、地区夏祭り、敬老会）等
地域の環境に関する活動	環境美化活動（花壇づくり、草刈り、道路・河川の清掃）、環境保全活動（ごみ減量活動、リサイクル活動、自然保護活動）等
地域の安全・安心に関する活動	防犯・防災活動（防犯パトロール、防火・防災訓練）、交通安全活動（通学路での児童の見守り、自転車放置防止）等
子どもの健全育成に関する活動	青少年健全育成活動（非行防止パトロール、青少年の自立支援活動）、子育て支援活動（子ども会の運営、託児ボランティア）等
地域の福祉に関する活動	高齢者支援活動（家庭訪問、配食サービス、生活介助）、障害者支援活動（手話・点訳、機能回復訓練の介助、送迎介助）等
その他保険制度を適用することが妥当と判断される活動	

別表第二

区分	賠償の内容	補償金限度額
対 人	他人の身体への損害	1人につき 6,000 万円 1 事故につき 3 億円
対 物	他人の財物への損害	1 事故につき 500 万円
受託物	他人からの受託物への 損害	1 事故につき 300 万円

別表第三

区分	支給事由	補償金額
死 亡	事故日から 180 日以内に死亡した とき	1 人 500 万円
後遺障害	事故日から 180 日以内に後遺障害 が生じたとき	障害の程度により 1 人 15 万円～500 万 円
入院・通院	入院又は通院により医師による治 療を受けたとき ※入院は事故日から 180 日、通院 は事故日から 180 日以内で 90 日が 限度	1 人 1 日につき 入院 3,000 円 通院 2,000 円

様式第 1 号（第 8 条関係）

地域貢献活動〔賠償責任・傷害〕事故発生状況報告書

年 月 日

（宛先）防府市長

団体名 _____

代表者名 _____

住所 _____

電話番号 _____

下記のとおり事故が発生しましたので、防府市地域貢献活動保険制度実施要綱第 8 条第 1 項の規定により報告します。

なお、保険制度適用の可否に関し、報告書記載の個人情報と同要綱第 3 条に契約した保険会社に提供することに同意します。

記

事故の種別	賠償責任事故 ・ 傷害事故		
発生日時	年	月	日 時 分
発生場所			
活動内容			
主催者 又は 目撃者の 事故証明	氏名		
	住所	連絡先	— —

※添付書類

- 1 団体の概要を把握できる資料
- 2 当日の活動や事故の状況が説明できる資料
- 3 当日の参加者が確認できる資料

賠償責任事故	加害者	氏名	男・女 年齢 歳			
		住所	連絡先 - -			
		団体名				
	被害者	氏名	男・女 年齢 歳			
		住所	連絡先 - -			
	傷害事故	氏名	男・女 年齢 歳			
住所		連絡先 - -				
団体名						
傷病の状況	傷病名					
	症状					
治療期間	入院期間	年 月 日から 年 月 日まで (延 日間) 確定・見込み				
	通院機関	年 月 日から 年 月 日まで (延 日間) 確定・見込み				
医療機関名			医師名			
医療機関所在地	連絡先 - -					
財物損害状況	財物名			損害額		
	所在					
事故発生状況						
事故発生現場の見取図						
摘要						

様式第 2 号（第 8 条関係）

地域貢献活動保険審査通知書

様

第 年 月 号
年 月 日

防府市長 印

年 月 日付けで報告のあつた事故について、下記のとおり判定しましたので、防府市地域貢献活動保険制度実施要綱第 8 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 審査の結果
- 2 審査の内容及び決定理由